その他に提出が必要な書類

障がい福祉サービスを利用したときの利用負担上限月額減免等に用いるため、下記の対象期間にあった収入や支出の額がわかる書類の提出をお願いします。

なお、配偶者がいて、該当する収入や支出がある場合には、配偶者の分も同じ書類が必要です。

対　象　期　間

令和2年 1月1日から12月31日まで

提出が必要な書類

障害年金 年金生活者支援給付金	▶▶▶	受給した額がわかるもの 例：通帳の写し、振込通知書
障害手当等	▶▶▶	受給した額がわかるもの 例：通帳の写し
工賃収入	▶▶▶	工賃の額がわかるもの 例：工賃証明書、工賃明細書
対象期間の1月1日に 他市町村に住所があった人	▶▶▶	1月1日に住所があった市町村の 課税（非課税）証明書
医療保険料や年金保険料	▶▶▶	支払った額がわかるもの 例：納付証明書、領収証

注）通帳が対象期間の間に新しいものに変わっている場合には、前の通帳も必要です。

注）他市町村の課税（非課税）証明書の発行窓口はその市町村にお尋ねください。

そ　の　他

グループホームに入居している方は、家賃の補助（補足給付）を決定するため、グループホームの家賃証明書も提出してください。